

令和元年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

日時 令和元年12月13日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和对策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告

第 2 文教厚生常任委員会委員長報告

第 3 議案第20号 安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

第 4 安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙

第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第 7 諸般の報告

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は8名です。島田議員からは、本日の会議を欠席する旨、届け出されております。

定足数に達しております。

会議は成立いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

議案第5号及び議案第6号を付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（山岡 敏） はい。議長。

議長（森田 瞳） 山岡委員長。

（山岡特総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（山岡 敏） 議席番号4番 山岡です。

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本会議で付託された議案の審査等のために、当常任委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 調査等事項、付託案件について

議案第5号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」

議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

2. 開催日時及び場所

令和元年12月6日、金曜日、午前10時15分から

安堵町議会第2委員会室

3. 出席者

(1) 委員 山岡委員長、増井副委員長、松田委員、三浦委員、福井委員、浅野委員、森田委員

欠席者 島田委員、大星委員

(2) 説明員 堀口副町長、吉村総務部長兼総務課長

(3) 議会事務局 富士事務局長、吉川係長

4. 内容

1 2月3日の本会議で、付託された2案件について担当課長から詳細説明を受け、慎重に審査した当常任委員会としての結果は次の通りです。

(1) 議案第5号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」町行政の課題を効率的に解決していく組織づくりを提案し、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

担当課長より説明を受け、審査、審議をした結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託された案件は、全て終わりました。

各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより1件ずつ討論、採決を行います。議案第5号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。

議案第5号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第5号は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について、採決します。

この採決も起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第6号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題といたします。

議案第10号を付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長(浅野 勉) 議長。

議長(森田 瞳) はい。浅野委員長。

(浅野文教厚生常任委員会委員長 登壇)

文教厚生常任委員会委員長 (浅野 勉) 文教厚生常任委員会報告 委員長 浅野勉

去る12月3日の本会議において、付託された議案の審査等のために当常任委員会を開催したので、下記のとおり安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記

1. 審査等事項

(1) 付託案件

議案第10号「安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定について」

2. 開催日時

令和元年12月9日、月曜日、午前10時00分から午前11時30分まで

3. 出席者

(1) 委員

出席委員7名 浅野勉委員、三浦博副委員長、松田勝委員、増井敬史委員、山岡敏委員、福井保夫委員、森田瞳委員

欠席委員2名 島田正芳委員、大星成司委員

(2) 説明員

堀口善友副町長、辰己秀雄教育長、吉田一弘教育次長兼教育総務課長、西田淳二生涯学習課長

(3) 議会事務局

富士青美議会事務局長、吉川明宏係長

4. 報告内容

(1) 付託案件

去る12月3日の本会議において、付託された「安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定について」生涯学習課長から新規設置条例の制定と内容等について説明を受け、その後質疑を行った。今回の新規設置条例制定の主な内容は、条例制定の目的、開放の範囲、開放する施設、使用許可の申請及びその制限、使用者の責務及び施設使用料、事務及び管理の規定である。

各委員から、近隣町の学校体育施設開放の概要について、また安堵町の学校体育施設開放の現状等について多くの質問事項が出された。町内の学校体育施設は年間を通じて、体育館も運動場も多種にわたる開放が実施されていることが、わかった。今回の条例の中には子育て支援、青少年育成の観点から優遇措置を行うための減免規定も定められていることも確認した。

当常任委員会における審査の結果、当委員会は全会一致で議案どおり可決すべきものと決定した。

(2) その他

本日の学校の体育施設開放に関連して、令和2年度から実施予定である社会体育施設及び社会教育施設に関わる使用料の徴収について、各委員から質疑があった。今後施設使用料の徴収等についての規則、要綱を定められる際には、今年度中に議会と教育委員会との協議の場を設けていただくことを確認して、当委員会を終了した。以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
議案第10号について討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第10号について、採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第10号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
議案第10号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第20号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課、増田でございます。

議案第20号「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」それでは、説明させていただきます。

本件につきましては成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、令和元年法律第37号の施行により印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の条例を改正するものでございます。

青年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利制限に係る措置の適正化等を図るため「安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例」のうち、成年被後見人に係る規定の改正を行うものです。また一部の規定で文言の整理を行います。

詳細につきましては議案書の新旧対照表をお願いいたします。第2条第2項は、印鑑登録を受けること及び代理になることが出来ない者の規定で、同条同項第2号を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めます。

第3条第3項では「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改めます。

第5条第4項第3号では、記載の後の括弧内の規定が、第3条第3項の改正により追加した規定と重なりますので削ります。

同条同項第7号では「記録されている」を「記載されている」に改めます。

なお、この条例は令和元年12月14日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第20号

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月13日 提出

安堵町長 西本安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第20号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。
お座りください。
議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 「安堵町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと考えます。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長が選挙管理委員を指名いたします。

■■■■■■■■■■ 中島敬雄氏、■■■■■■■■■■ 平井正廣氏、■■■■■■■■■■ 増井勝美氏、■■■■■■■■■■ 近藤晃一氏、以上4名を推選いたします。

お諮りいたします。

只今、指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

従いまして、只今指名いたしました中島敬雄氏、平井正廣氏、増井勝美氏、近藤晃一氏、以上4名が安堵町選挙管理委員に当選されました。

次に、安堵町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、同法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長が安堵町選挙管理委員補充員を指名いたします。

第一順位 ■■■■■■■■■■ 田井秀昭氏、第二順位 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 村山忠司氏、第三順位 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 中川皓一氏、第四順位 ■■■■■■■■■■ 塩田公生氏、以上4名の方々を指名いたします。

只今、議長が指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

従いまして、只今指名いたしました第一順位 田井秀昭氏、第二順位 村山忠司氏、第三順位 中川皓一氏、第四順位 塩田公生氏、以上4名が、申しあげました順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

議長(森田 瞳) 日程第5「常任委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

総務産業建設常任委員長と文教厚生常任委員長から、お手元にお配りいたしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第6「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」議題とします。

委員長から、お手元にお配りいたしましたように、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7「諸般の報告」を行います。

議会から3件の報告がございます。

まず1件目、議員派遣についてこれを報告いたします。

本年は2か所へ議員派遣をいたしました。初めに東京都杉並区にあります善福寺川取水施設。これは神田川環状七号線地下調整池等に派遣したことについて浅野議員から報告いたします。

7番（浅野 勉） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 議会議員研修報告。

派遣議員代表 浅野勉。

安堵町議会において議員派遣先進地視察研修を下記の内容のとおり実施しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記

1. 視察目的

豪雨及び台風に伴う河川の増水による災害防止策である治水事業の一環として、都市部における施設を視察する。

2. 視察期日

令和元年10月8日(火)～9日(水)

3. 施設場所

東京都杉並区 善福寺取水施設及び神田川・環状七号線地下調整池
東京都千代田区 総務省消防庁国民保護・防災部

4. 派遣議員

森田瞳、大星成司、松田勝、増井敬史、三浦博、山岡敏、福井保夫、浅野勉

5. 同行者

町長 西本安博

6. 随行者

総務部長 吉村良昭、事業部長 堀川雅央、議会事務局長 富士青美

7. 視察内容

別紙のとおり ということ報告いたします。

議員研修報告 我々、議員は過去にも数か所の遊水地施設の施設研修を実施してきた。

今回の視察地は、東京都の大都市型治水対策をどのように企画・計画を立案したのか。また、どのような施設を建設したことにより、当該地域住民を水害から守ってきたのかを目の当たりに見学できる施設であるとの事前調査があり、大きな期待があった。

今回、視察した神田川・環状七号線地下調整池は、過去に水害が多発した神田川中流域の水害に対する安全度を早期に向上するため、都道である環状七号線の地下4.3mにトンネルを建設し神田川、善福寺川及び妙正寺川の河川流量が増大した時、約5.4万 m^3 の河川水を貯留する施設である。

東京都第三建設事務所の土方課長から、当施設建設の経緯のDVDを見ながら次のような説明を受けた。

- ①東京都は他地域に比較して広範囲にわたって建物が密集しているので、地上に遊水地を造成することができない。
- ②大深度地下法による地表面から深さ4.0mより深い地下部分を活用する計画を立案した。
- ③地上にある環状七号線の道路に沿って、外径1.3.5mのシールドマシンで南北に地下4.5km掘り進めた。
- ④調整池の工事は平成7年に着手し、平成20年3月に完成。総工費は、1,000億円(国の補助金は2分の1、残り2分の1を東京都が負担)である。

第一期事業では、約2.4万 m^3 の河川水を貯留する「延長2kmのトンネル」と「神田川取水

施設」を建設。続いて、第二期事業では、今回視察した第一期トンネルと接続する「貯留量約30万 m^3 、延長2.5kmのトンネル」と善福寺川及び妙正寺川から河川水を流入させるための取水施設を建設したとの説明があった。

また、当施設に設置された調整池のジオラマ模型の演示により、取水、地下調整池に導く護岸沿いの越流堤、地下に水を落とす立杭、トンネルへ導入する連絡管渠、貯留した水を川へ排出するポンプ施設、換気設備等の説明を受けた。

管理棟2階中央監視操作室では運転操作及び監視制御について説明があり、同室の壁に設置されたモニターには、周辺河川と各水門のライブ映像を映し出していた。水害時には、水門の開閉などの操作を即時に、確実に作動できるように工夫がされている。

管理棟での説明後、取水施設に移動して、エレベーターで地下43mに降下した。エレベーターを降りると、潜水艇に付属しているような防水ハッチを2箇所くぐって連絡管渠及び取水進入路である立杭を見学した。そこは真暗闇の世界であり、高輝度LEDライトの灯りを頼りに奥に進んでいくと、内径12.5mのトンネル型の調整池があらわれた。建設22年、定期的にトンネル内の壁が点検され、チョークで欠け、ひび、ヘアークラック等の記号が記されている。いずれは、修復・改修の必要性があることを表していた。

善福寺川は、杉並区の善福寺池を源に、同区から中野区に東流し神田川に合流する延長10.5kmの一級河川であり、神田川水系は、三鷹市から都市中心部に東流して隅田川に流入する延長24.6kmの一級河川である。

この施設完成前、平成5年8月27日の台風11号の豪雨により、水害は85haにわたり、浸水家屋が3,117戸、被害総額は150億円と算定された。当施設は、平成9年以降の供用開始から平成30年3月末までに42回の流入実績がある。いずれも周辺地域の流域の浸水被害の激減に、多大な効果を発揮している。

今回の視察研修から帰町して数日後に台風19号が到来した際に、この地下調整池のトンネルが、ほぼ満水になるまで貯水をして、流域の浸水被害は生じなかったとの報道があった。

安堵町においても、窪田遊水地事業が進められているが、都市部での地下調整池の浸水被害を軽減する効果、洪水被害から生命・財産を守る治水事業の効果を知る大変貴重な体験をすることができた。また、東京都の地下調整池構造物の凄さと、我が国の土木工事の技術力にも大いに感動・感銘を受けた。

「防災」をテーマとして視察研修に行った我々は、二日目に、総務省消防庁国民保護・防災部・応急対策室にも訪れた。

大型モニターには、情報収集のためにNHKや民放各局のテレビ放送がされていた。ここは全国の防災対策の中核拠点であるので、即時に緊急対策会議等ができる体制が取られているとの説明を受けた。自然災害、大規模事故、テロなど有事の緊急事態に際して、被害の全容を迅

速に把握するとともに、全国に緊急消防援助隊の派遣などを行い、被害の抑制に対処する部署である。

各種の緊急事態に際して、この部屋に多くの専門職員が参集協議し、全国の防災緊急指令が発令され、救助対策活動が開始されることを確認しながら身の引き締まる思いを感じた。近年増加している台風や豪雨被害ということについて、どのようにして消防庁や他の組織との連携が図られ、活動するのか、という詳細な説明を聞くことができた。

また、総務省の屋上には、大型ヘリポートも設置されている。地震、災害等による緊急災害発生時における活動とともに、平常時から「安心・安全な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進しておられることを確認した。

今回の視察研修では、現場の方々の尽力を再確認できたことも大きな成果である。

報告の終わりにあたり、神田川・環状七号線地下43mの調整池の視察写真を紹介いたします。これです。

(写真を提示)

以上、派遣議員代表 浅野勉。

議長（森田 瞳） 続いて、三重県東員町議会への議員派遣について松田議員から報告いたします。

1 番（松田 勝） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

(松田議員 登壇)

1 番（松田 勝） 議会議員研修報告。

派遣議員代表 松田勝。

議会議員研修を下記の内容のとおり実施いたしましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察目的

自然災害時発生時における議会の体制について研修する

2. 期日

令和元年10月28日（月）

3. 場所

三重県員弁郡東員町大字山田1600 東員町役場

4. 派遣議員

森田議長、大星副議長、増井議員、三浦議員、山岡議員、福井議員、浅野議員、松田議員

5. 随行者

吉村総務部長、富士議会事務局長、吉川議会事務局係長

6. 視察内容

別紙のとおり です。

視察内容 東員町からの説明及び、質疑・意見交換は大きく分けて次の2点に集約されます。

1. 有事の際の町行政と議会との連携について

2. 自治会館、自治会集会所等の役割について

1. 有事の際の町行政と議会との連携について

(1) 議会災害対策本部設置について(別紙参照 東員町議会災害対策本部設置等について)

具体的には、町が災害対策本部を設置した場合、議長は副議長と協議し、議会災害対策本部設置を決定、その旨各議員に報告する。各議員は、自身の安否・居所・連絡先等を議会災害対策本部に連絡するとともに、現地における情報収集及び支援活動への協力を行う。

その後は、情報交換を主に町災害対策本部との協力体制を継続する。

警報解除後は、議会災害対策本部会議を開催して被災状況を把握し、町災害対策本部への協力体制を継続する。また、場合により避難所等の視察、国・県等への要望活動を実施する。

さらに地震発生時の議員行動マニュアルも策定されておりました。

(2) 防災訓練について

従来の防災訓練では、議会議員は来賓扱いとして席についているのが常でありましたが、議会としてはこれを改め、町とは切り離し、議会独自に午前8時に議長、議会事務局が登庁し、安否確認メールを送信、いち早く返信する取り組みを行っています。今では10分以内の返信メールの確認が取れています。

(3) 三狐子川の氾濫時の対応について

今年の9月4日夜から5日の未明にかけ、三重県北部を襲った激しい雨で、東員町の三狐子川の水位が堤防を越えたため、中上地区では三重県初となる「警戒レベル5」の災害発生情報が発令されました。

中上地区では4日午後11時45分に「警戒レベル3」が発令され、その直後の午後11時55分に三狐子川が越水となったため、5日午前0時20分に「警戒レベル5」が発令されました。

今回東員町は、災害発生が深夜であり、外に出て避難行動するのは危険であると判断し、

今いる場所のなるべく高いところに避難する垂直避難を防災無線、広報車で呼びかけたということでした。

結果的には、けが人を出すこともなく終えることができましたが、ただ、大変難しい判断を迫られたことは事実です。

また、今回の大雨で、避難所へ避難された方は、裏山の土砂崩れが起きた方のみであったということでありました。これは、中上地区の集会所については、浸水地域に指定されたため、中上地区での避難者は、先ほど申した土砂崩れの1件のみです。

2. 自治会館、自治集会所等の役割について

(1) 役割について

自治会運営の円滑化を図り、地区の自治振興の発展並びに地区住民の福祉及び文化の向上に寄与することを目的としています（23の自治会）があります。また、有事の際には一時避難場所として考えています。

各自治会には防災用倉庫があり、自主防衛組織を設置され、備蓄品（事前申請された上、2分の1補助、年間30万円が上限）とされております。また発電機を保管しています。

(2) 各補助金制度について

①東員町自治会集会所整備事業補助金

新築の場合と、増築・改修に分けて費用の一部が補助される。

②コミュニティ交付金

- ・100万円未満の工事が対象となる。
- ・62種類の交付金があるが、数種類については廃止の方向で現在検討中です。

③自主消防活動事業補助金

- ・消防団員1名につき1,300円
- ・可搬式のポンプ1台あたり2万円
- ・燃料代 ポンプ1台あたり1万円

④自主防災活動補助金

- ・自治会からの申請により支払いをしています。
- ・内容的には、簡易テントの購入費、トランシーバー等の通信機器購入費、自主防災演習等に係る費用等が対象となります。（ただし30万円を上限）

今後、安堵町議会といたしましては、できるだけ早く要綱策定に着手し、いつ起こるかわからない自然災害に備えなければなりません。

また、交付金制度の整備を図り、住民が一体となって防災に取り組める体制の確立も重要な課題となってきます。

以上、報告を終わります。

議長（森田 瞳）ありがとうございました。

2件目といたしまして、私から12月6日に開催いたしました、全員協議会について、一部ご報告いたします。

その際「安堵町財政健全化計画」について説明がございました。現在、財政調整基金を取り崩す予算を計上しなければならない実態でございます。

本来、財政調整基金は予算が不足する年に取り崩して財政を調整するものであり、災害が生じた場合など、必要やむを得ない状況等に対処するために備えておくものと考えます。

この度、財政健全化計画の策定をし、我々議員に提示されたことは、行財政運営の適正化に向けて努力しようという姿勢はうかがえました。

しかし、具体的な措置については、これから考える等との説明で行政の対応・危機感に疑問があり、議員全員から様々な視点から意見が出ました。行政の責務として、住民サービスを低下することは回避すべきであり、町民にとっては不幸なことを意味します。

通常業務に加えて、来年度予算には新制度導入に伴う、特に特記されております人件費の増大が歳出が増える最も大きなものとなっております。検討委員会による財政健全化計画は目標値としての数字だけではなく勇断と実行を堅持され一年一年、真面目に取り組む姿勢、職員全員そしてまた、議会もこの内容の必要に迫られております。幸い令和2年度予算編成の時期であり本年の取組も、うかがわれます。

ぜひ税金を財源として実施される事業をよく精査され、健全な財政運営に精励されることを期待し議会とともに協議し、これからも議会も努力していくことを明記しここに締めくくりをいたしました。

そして続きまして2番目といたしまして、ごみ処理広域化による町のこの分別が急務になってきております。そうした処理のことにつきまして、来年、令和2年4月から、できることなれば分別化を一時的に開始していきたい、というような説明もございました。

そういうこともありまして、一つのその取組が急務になっているということの説明を頂戴いたしましたので、その内容につきましては後日いろいろとまた議会側とも協力し合いながら実施に当たっていききたいということで締めくくりいたしました。

議長（森田 瞳） 3件目、議員の表彰について事務局から報告がございます。よろしく申し上げます。

事務局長（富士青美） 事務局よりご報告を申し上げます。本年、生駒郡各町優良議会議員表彰式におきまして、福井議員が特別表彰を受賞されましたことをここでご報告させていただきます。

おめでとうございます。以上です。

議長（森田 瞳） 議会側からの報告は以上でございますけれども、行政からご報告はございませんか。

特にないですか。はい。

ないようでございますので、「諸般の報告」を終わります。

議長（森田 瞳） 続きまして、第2回の議会臨時会といたしまして、増井議員の辞職勧告決議を可決いたしました。ここで、その後の本人の意思・考え方について発言する機会を設けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

それでは、増井議員の発言を許します。

2番（増井敬史） はい。議長。

議長（森田 瞳） 増井議員。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） 議席番号2番 増井敬史です。

この度は私のフェイスブックのコメントにおいて差別的な表現を投稿いたしましたことにつき、大変ご不快な思いをさせ、ご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

既にフェイスブックのアカウントは削除いたしました。今後におきましても人権侵害をするような内容を投稿してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

フェイスブック等のSNSを利用しないことを決意している次第です。

私は安堵町をより良くしようとして今年の選挙に再度立候補して当選させていただきました。投票していただき支援していただいた住民の皆様にも安堵町の町づくりに一層尽力して、失った信用を取り戻すために頑張らせていただく所存です。

森田議長はじめ、議会議員の皆様、議会事務局の皆様、安堵町役場の皆様、住民の皆様にはこの度のことで大変ご迷惑をおかけいたしまして、深くお詫び申し上げます。

今後とも人権に関する学習をして認識を深めご迷惑をおかけすることの無いように、深く肝に銘じます。以上。

議長（森田 瞳） 本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第4回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午前10時46分
